

第19回社会科課題追究学習作品展作品募集要項

- 1 目的 児童生徒が自ら課題を設けて主体的に追究する学習を支援することにより、児童生徒の社会的な見方や考え方を培うとともに、公民的資質・能力の基礎を養う。
- 2 主催 岐阜県教育委員会
- 3 応募資格 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校に在籍する児童生徒とし、個人又はグループとする。
- 4 応募作品 児童生徒が自ら課題を設け、その課題を主体的に追究し、課題追究の歩みや社会的な見方や考え方などがまとめられている作品
○社会科、地理歴史科又は公民科（以下「社会科等」という。）の学習で作成したノート、レポート、学習新聞等
○休日や長期休業中などの時間を活用し、作成した社会科等の研究作品等
（別添＜参考資料＞「社会科課題追究学習作品づくりに当たって」を参照のこと）
- 5 応募点数 各学校3点まで応募できる。
ただし、郡市で社会科等に関する作品展を開催している場合は、郡市で選ばれた作品点数とする。この場合も各学校からの出品は3点までとする。
- 6 応募方法 (1) 出品者の在籍する学校を通して、直接下記の応募先へ提出する。
(2) 出品作品には、別紙様式1による「出品票」を作品ごとに添付する。
(3) 学校ごとに、別紙様式2「学校応募票」を3部添付し応募する。
(4) 作品の搬入・搬出は、応募者の在籍する学校等が行う。
- 7 応募先 (1) 公立の小学校、中学校、義務教育学校について
・応募先、応募期間とも、各教育事務所の指示による。
(2) 高等学校、特別支援学校及び私立学校について
・県総合教育センター（教育研修課）
- 8 応募期間 県総合教育センター受付は、令和元年9月11日（水）から9月13日（金）までとする。
受付時間は午前8時30分～午後5時までとする。（最終日は午後4時までとする。）
- 9 審査及び表彰 審査委員会において審査を行い、入賞作品を決定する。
(1) 審査委員会
大学教員、社会教育関係団体の関係者、社会科等教育研究団体の関係者、県教育委員会社会科担当指導主事などから構成する。
(2) 審査日
令和元年9月26日（木）第一次審査、10月4日（金）第二次審査
(3) 審査の結果、優秀な作品には次の賞を贈る。
・最優秀賞、優秀賞、入選
(4) 表彰式
令和元年10月27日（日）（岐阜県博物館）
＊表彰式参加者は、学校を通じて別途案内をする。
- 10 作品展示 (1) 入賞作品展示期間と展示会場
令和元年10月26日（土）、10月27日（日）
岐阜県博物館
（所在地：関市小屋名1989 TEL〈0575〉28-3111）
・展示する入賞作品については、学校を通じて案内する。
(2) 優秀な作品は様々な方法により広報する。
- 11 応募作品及び出品についての注意 (1) 作品に添付する資料などについては、著作権・肖像権、個人情報に十分留意する。また、引用した書籍などについては、著作権者や出典などを明記する。また、過年度に取り組んだ作品は出品しない。
(2) 研究記録はノート（最大でも「788mm×1090mm」以内）などにまとめる。
添付する掲示物がある場合は、横1100mm×縦1900mm以内の大きさを原則とする。2枚以上の場合は掛図式にして重ねる。

- (3) 課題追究の過程で製作された工作物で壊れやすいもの（陶器作品、立体模型等）、危険物、生き物などは、写真や「作品の説明」の（注）等で示し、出品はしない。
- (4) 作品から添付物などがはがれないように留意した上で応募する。
- (5) 出品者及び応募学校は、作品や出品票に記載されている内容や画像等の全てについて、県教育委員会が各作品を記録し、広報等の目的で行う公表を承諾するものとする。
- (6) 出品票・学校応募票について

<出品票>

作品応募した際に見やすい位置に添付（原則、作品下の右端に寄せて）する。

1 テーマにつき出品物が2個以上ある時は、それぞれに出品票を貼付し、個数番号（例：3個のうち1番）を付ける。ただし、「作品のよさ」の欄は、出品票の1番に記入する。（2枚目以降は1枚目の複写も可。）

出品票が不足する場合は、様式と同じもの（複写可）を出品作品に添付する。

（別紙様式1）の記入に当たって

- ・「作品のよさ」欄は、別添＜参考資料＞「社会科課題追究学習作品づくりに当たって」に示された「3 作品づくりの観点」①～⑥の観点からみて、学校で選考した際に、特に優れていると認められた点について指導者が○印を付けるようにする。
- ・「*整理番号」欄は、記入する必要はない。

《出品票の添付（例）》

作 品	
出品票	←（原則） 作品下、右端に 寄せて添付。 *裏表紙に添付すると作品閲覧する際に出品票が見やすい。
題目・氏名	
作品のよさ等	

<学校応募票>

3部提出とするが、うち2部は複写でよい。

「作品」本体、「出品票」、「学校応募票」に記入された作品の「題目」、出品者の「氏名」は同一の表記となるよう必ず確認する。

12 問合せ先・所在地

<高等学校・特別支援学校・私立学校>

○岐阜県教育委員会 学校支援課 地理歴史、公民科担当

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

Tel 058-272-1111（内線3549） FAX 058-278-2822

<公立の小学校・中学校・義務教育学校>

○岐阜教育事務所 教育支援課 社会科担当

〒500-8384 岐阜市藪田南5-9-1（岐阜県総合教育センター3棟）

Tel 058-278-3057（内線44） FAX 058-278-3067

○西濃教育事務所 教育支援課 社会科担当

〒503-0838 大垣市江崎町4-2-3

Tel 0584-73-1111（内線409） FAX 0584-74-9391

○美濃教育事務所 教育支援課 社会科担当

〒501-3756 美濃市生櫛1-6-2

Tel 0575-33-4011（内線436） FAX 0575-35-3730

○可茂教育事務所 教育支援課 社会科担当

〒505-8508 美濃加茂市古井町下古井2-6-10

Tel 0574-25-3111（内線439） FAX 0574-28-7168

○東濃教育事務所 教育支援課 社会科担当

〒509-7203 恵那市長島町正家後田1-0-67

Tel 0573-26-1111（内線374） FAX 0573-26-5806

○飛騨教育事務所 教育支援課 社会科担当

〒506-8688 高山市上岡本町7-4-68

Tel 0577-33-1111（内線420） FAX 0577-34-8462

※問合せ先：岐阜県教育委員会 学校支援課 社会科担当 058-272-1111 内3699
教育研修課 社会科担当 058-271-3450

13 その他

※岐阜県総合教育センターホームページ「社会科課題追究学習作品展」

<http://www.gifu-net.ed.jp/kyoka/syakai/05kadaisakuhin/index10.htm>